

図表に表示した経度数値は、世界測地系の数値です。

令和2年3月現在

東京都市計画 特別工業地区 総括図 世田谷区都市計画図1 (地域地区等)

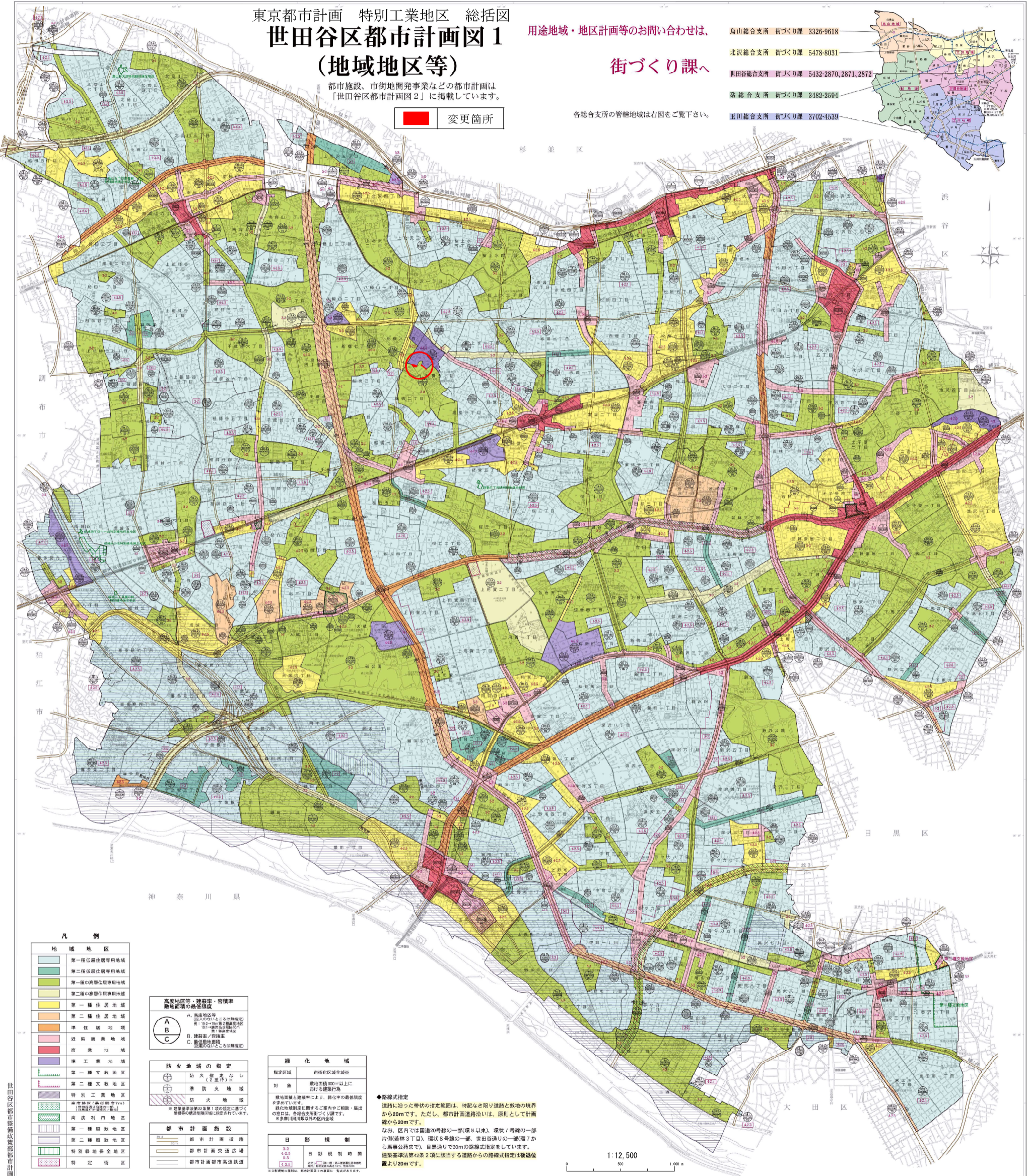
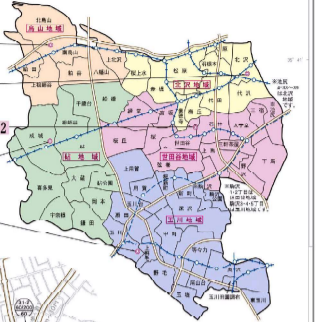
都市施設、市街地開発事業などの都市計画は「世田谷区都市計画図2」に掲載しています。

■ 変更箇所

用途地域・地区計画等のお問い合わせは、
街づくり課へ

各総合支所の管轄地域は右図をご覧ください。

- 鳥山総合支所 街づくり課 3326-9618
- 北沢総合支所 街づくり課 5478-8031
- 世田谷総合支所 街づくり課 5432-2870, 2871, 2872
- 藤総合支所 街づくり課 3482-2594
- 玉川総合支所 街づくり課 3702-4539



凡例

地域地区	
 	第一種低層住居専用地域
 	第二種低層住居専用地域
 	第一種中高層住居専用地域
 	第二種中高層住居専用地域
 	第一種住居地域
 	第二種住居地域
 	準住居地域
 	緑地地域
 	商業地域
 	準工業地域
 	第一種工業地区
 	第二種工業地区
 	特別工業地区
 	高度利用地区
 	第一種風致地区
 	第二種風致地区
 	特別緑地保全地区
 	特定街区

**高度地区等・建蔽率・容積率
敷地面積の最低限度**

A	高度地区等 (A: 高度地区等(名称無効) B: 10-20m高層住居専用地域 C: 10-20m高層住居専用地域)
B	建蔽率/容積率
C	最低敷地面積 (記載のないところは無制限)

防火地域の指定

 	防火指定なし (公園等)
 	防火地域

都市計画施設

 	都市計画道路
 	都市計画交通広場
 	都市計画都市高速鉄道

緑化地域

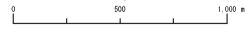
 	指定区域 市街化区域全域
対象	敷地面積300㎡以上に 対する建築物
敷地面積と建蔽率により、緑化率の最低限度 が多くなります。	
緑化地域指定に関するご案内や相談・届出 の窓口は、各総合支所街づくり課です。 ※多摩川/川越以外の区内全域	

日影規制

3.2	日影規制時間
4.2.4	
5.3	
1.3.4	

◆路線式指定
道路に沿った帯状の指定範囲は、特設な限り道路と敷地の境界
から20mです。ただし、都市計画道路沿いは、原則として計画
線から20mです。
なお、区内では国道20号線の一部(環8以南)、環状7号線の一部
片側(若林3丁目)、環状8号線の一部、世田谷通りの一部(環7か
ら馬車公苑まで)、自馬通りで30mの路線式指定もしています。
建築基準法第42条2項に該当する道路からの路線式指定は後述位
置より20mです。

1:12,500



本図に示す地域地区等の計画総則は、概略を示すものであり、都市計画図の内容を保証、証明するものではありません。また、記載されている内容以外に、その他規制がある場合が多いため、詳細については東京都都市整備局または、世田谷区役所(各総合支所街づくり課)に備え置く都市計画図を確認してください。日影規制の詳細についても、世田谷区役所(各総合支所街づくり課)を確認してください。